

## Q13 学会会場で提供できる来場記念品について

## Q13

学会併設の展示会場で配布できる来場記念品について、上限金額の変更と物品の例示が、協議会本部から案内されています。

近年ノートパソコン、スマートフォン、タブレット端末等のモバイル機器を展示会場で持ち歩く方も増えているため、規約で制限されないモバイル用品として有用な物品をいくつかご教示ください。

## A13

学会併設の展示会場において、学会と関係のない景品類を来場記念品として提供すると、医療機器事業者間の提供行為がエスカレート（波及性、昂進性）する可能性があり、規約の趣旨に反して好ましくないとの観点から、提供できる来場記念品は、学会等にふさわしく、来場者が学会で使用でき、かつ、来場者に等しく配布することができるものとしています。

来場記念品については、従来は「200～300円程度の安価なもの」とされていましたが、「学会会場で提供できる来場記念品について（Q&A）」（公取協ホームページの会員ページの〔基準・規約及び立会い〕に掲載）及び平成26年3月31日発行の公取協相談回答速報 No.368「学会会場で提供できる来場記念品や茶菓等について」によって、今後は、「来場記念品は、市価で『1千円を超えない範囲』とする。」こととされました。

ご指摘のように、近年はモバイル用品の普及が進み、国民の間に深く浸透しています。したがって、来場記念品として提供できるモバイル用品としては、USBメモリ、SDカード、ケーブル類をまとめるホルダー等がモバイル用品を使用する上で有用な物品に当たり、かつ「1千円を超えない範囲」の低価格のものであれば許容される配布物として考えられ、規約で制限されません。

[ 参考：質疑応答集合本版Ⅱ Q375、公取協相談回答速報 No.368 ]

#### Q14 学会展示会場、展示ブースでのコーヒーの提供について

##### Q14

学会展示会において、弊社展示ブース内でコーヒーのサービスを行いたいと思いますが、規約上問題はないでしょうか。

##### A14

運用基準「V-1 少額・適正な景品類に関する基準」の3の解説において。「少額な食品・・・等であっても、これを販促の手段として提供する場合は、事業者としての倫理からみて問題ありますので、このような提供は不当なものとしてできません。」と記載されています（規約解説書第V版 224 ページ参照）。

このことに照らしてみても、学会展示会場における食品等（飲料や茶菓類を含む）の提供については、原則として行うべきではありません。

しかしながら、学会での自社展示ブース内のパーティション等により仕切られた商談コーナー又は相談コーナー等が設置されている場合においては、このコーナーでの面談中にコーヒー等をサービスすることは、商談者又は相談者に対する社会的儀礼の範囲として許容され、直ちに、規約上の問題は起きませんが、商談コーナー等といっても、学会展示場内であることを考慮し、簡素なものにとどめるべきであると考えます。

[ 参考：質疑応答集合本版Ⅱ Q378 ]

#### Q15 学会併設展示会場でのアンケート調査の謝礼とクジによる景品の提供について

##### Q15

学会併設の展示会場で弊社製品のアンケート調査を行い、回答していただいた方に謝礼の物品を提供することを考えています。

提供の可否について、規約上の問題点等をご教示ください。

また、アンケートに回答いただいた方にクジを引いていただいて、景品を差し上げることも考えていますが、問題となりますでしょうか。

##### A15

運用基準「IV-4 市販後調査、その他調査・研究委託に関する基準」の第4-2-(2)-1)では、アンケート調査について、「事業者が市場調査の一環として、医療機関又は医療担当者等に対して行う質問形式による調査で、マーケティング計画立案の参考にする

ことを目的として実施するもの」と定め、その謝礼については「収集対象者1名につき1千円を超えない範囲の物品又はプリペイドカードの提供を目的とする」（アンケート対応者全員への謝礼）としています（規約解説書第V版210ページ参照）。

アンケート調査が本来の趣旨で行われる場合の謝礼は役務の対価として均等に提供されるものであり、景品類には該当しません。ただし、アンケート調査は、実際にマーケティング計画の立案に役立つような内容に基づいて行うことが必要であり、「氏名や所属医療機関名、連絡先」の回答を求める形式的な内容のものであってはなりません。

一方、ご相談のクジの方法により景品を提供する企画は、前記運用基準でいうアンケート調査に対する謝礼の提供には当たらず、たとえ、提供する景品が1千円程度であっても、本来の趣旨から逸脱しており、規約に違反する行為となります。

[ 参考：質疑応答集合本版ⅡQ362・Q363・Q364、  
公取協相談回答速報 No.350 ]